

# SAUNATURE サウナキャビン保証規定

## 1. 適用範囲と基本保証

1.1. 本保証は、Saunature合同会社（以下「Saunature」といいます）が販売するサウナキャビン製品（以下「本製品」といいます）の新規購入品に適用される限定保証です。

1.2. 本製品には、サウナの納品日から起算して12か月間の保証期間が適用され、材料および製造上の欠陥を対象として保証されます。

1.3. 区分ごとの保証期間は、後記「2. 製品区分と保証期間」の表に定める期間を上限とし、いずれも納品日から起算します。

1.4. 本保証は、購入者が取扱説明書および施工マニュアルを十分に確認し、その内容を完全に遵守した場合にのみ有効となります。

---

## 2. 製品区分と保証期間

### 2.1. 保証区分と期間

区分	保証期間(上限)
キャビン本体構造(壁・天井・床の躯体部)	1年
外装材・内装材(木部パネル・ベンチなど)	1年
ガラス建具(ドア・窓)の枠・金物	1年
ドアガラス・窓ガラス	1年
組立付属品・金物類、オプション部材	1年

※サウナヒーター、制御ユニット、センサー等の機器部分については、HUUM等、各メーカーが定める保証条件に従います(別紙保証条件参照)。

2.2. 上記保証期間内であっても、本書およびSaunatureが定める保証規定に記載された保証適用要件を満たさない場合は、保証は適用されません。

---

### 3. 組立・施工に関する保証適用条件

- 3.1. 本製品の組立・施工はSaunatureまたはSaunature GKが認定した施工店（認定施工店）によって行われた場合に限り、保証の対象となります。
  - 3.2. Saunatureまたはその認定施工店以外による施工が行われた場合、保証は一切無効となります。
  - 3.3. また、施工マニュアルに記載されていない追加工事、改造、仕様変更、または施工手順の一部であっても、マニュアルから逸脱した作業が行われた場合、その内容や程度に関わらず、保証は全面的に失効します。「軽微な変更」「安全に見える調整」「一部のみの変更」であっても例外は一切ありません。
  - 3.4. さらに、マニュアルに記載された内容以外の工事・改変・仕様変更は、保証が無効になるだけでなく、サウナ本体の重大な損傷、火災、感電、構造破壊、ならびに利用者および周囲の人・建物・自然環境に深刻な被害を及ぼす重大なリスクを伴います。
- いかなる理由があっても、マニュアルに記載されていない変更・追加工事・改造を行ってはなりません。
- 3.5. これらの変更・改造・不適切な施工に起因して発生したいかなる損害（人的被害、物的損害、第三者への損害を含む）についても、Saunatureおよびメーカーは一切の責任を負いません。

---

### 4. 保証が有効となるその他の要件

- 4.1. 本製品が、建築基準法その他関係法令・条例、ならびにSaunatureが定める施工マニュアルに従い、適切な基礎・構造条件のもとで設置されていること。
- 4.2. サウナヒーターおよび電気設備の工事が、資格を有する専門の電気工事士によって、関連法令・規格（PSE等）に適合する方法で施工されていること。
- 4.3. 本製品が、取扱説明書およびメンテナンスガイドに従って、適切に使用・点検・清掃・メンテナンスされていること。
- 4.4. 納入されたキャビンセットが、指定された構成部材を含む完成セットとして正しく組み立てられていること。
- 4.5. 不具合が、材料または製造上の欠陥に起因するものであり、通常の経年変化や誤使用、外部要因によるものではないこと。
- 4.6. 本製品の購入代金が全額支払われていること。

---

### 5. 保証対象外（除外事項）

以下の事項は、保証の対象外となります。

- 木材特有の性質による変色、経年変化、反り、割れ、湿度変動や過度な湿気による影響
  - 通常使用による摩耗・消耗(表面仕上げの擦り傷、金物の軽微なガタつき等を含む)
  - 不適切な設置、使用、保管による損傷(換気不足、常時高湿度、雨ざらし、直射日光・積雪・塩害への無対策放置等)
  - 雷、台風、豪雨、積雪等の自然災害・気象現象による損傷
  - 火災、地震、洪水、落雷その他の不可抗力に起因する損傷
  - 購入者または第三者による独自の修理、改造、本来の用途以外での使用
  - Saunatureの書面による承認なく行われた仕様変更・追加工事・電気工事・構造変更等に起因する損傷
  - 本製品と互換性のない機器・材料(他社製ヒーター、制御機器、換気設備等)との組合せにより発生した損傷
  - 組立不良(ビス固定不足、防水処理不良、支持不足など)に起因する変形・水漏れ・破損
  - 日常点検・定期清掃・木部オイル塗布など、購入者の責任で行うべき通常のメンテナンス作業
- 

## 6. 保証請求と通知義務

6.1. 購入者は、本製品に欠陥または損傷を発見した場合、合理的な期間(7日以内)に販売者へ書面にて通知する義務を負います。これを怠った場合、当該欠陥・損傷については保証が適用されません。

6.2. 保証請求時には、次の情報を提供していただきます。

- 製品名・モデル名・シリアル／ロット番号(ある場合)
- 不具合または損傷の説明
- 不具合または損傷の写真
- 不具合または損傷の写真(可能な場合)
- 設置場所、使用環境、利用方法および状況の情報
- 購入を証明する書類(領収書、請求書、注文書など)

6.3. 保証請求は、前記2.「製品区分と保証期間」に定める保証期間内に行われなければなりません。

---

## 7. 保証対応および責任の制限

7.1. 保証請求が認められる場合、Saunatureは単独の裁量により、以下のいずれかの方法で対応します。

- 該当部材の修理
- 該当部材の交換
- 製品代金の一部または全部の返金
- 価格の減額その他、書面で合意した方法

7.2. 部材の交換・修理が行われた場合でも、保証期間が延長されることはありません。

7.3. 保証対象外と判断された場合、検査・診断・出張に要した実費(交通費・作業費等)を購入者に請求する場合があります。

7.4. 法律で認められる最大限の範囲において、Saunatureおよびメーカーは、本製品の欠陥または保証対応の遅延に起因して生じる営業損失、逸失利益、休業損害、その他の間接的・結果的損害について一切の責任を負いません。

---

## 8. 準拠法および保証規定の優先

8.1. 本保証条件は日本法に準拠し、その解釈に従うものとします。

8.2. 本保証条件に関して紛争が生じた場合、Saunature本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

8.3. 保証の詳細条件については、必ずSaunatureが定める最新の保証規定(Warranty Terms)をご確認ください。

本書と保証規定の内容に相違がある場合は、Saunatureの保証規定が優先されます。

---

## 9. 適用開始日および改訂

9.1. 本保証条件は、2024年10月1日以降にSaunatureから購入された本製品に適用されます。

9.2. Saunatureは、事前の通知なく本保証条件を改訂または更新する権利を有します。